

木島平村WEBサイト有料広告掲載要領

木島平村WEBサイト有料広告掲載要領を次のとおり制定する。

(趣旨)

第1条 この要領は、木島平村（以下「村」という。）が管理するWEBサイト（以下「村WEBサイト」という。）に掲載する有料広告（以下「広告」という。）の取り扱いについて、木島平村有料広告の取り扱いに関する要綱（平成20年木島平村訓令第1号。以下「要綱」という。）に定められるもののほか必要な事項を定める。

(掲載箇所及び枠数)

第2条 村WEBサイトへの広告の掲載箇所及び枠数は、次の表のとおりとし、その位置は、村が指定する位置とする。ただし、第4条第2項の規定により広告の掲載期間を延長した場合は、当該延長期間中に限り、枠数を増加することができる。

掲 載 箇 所	枠 数
行政情報トップページ	8 枠
い～なか交流館トップページ	8 枠

2 掲載枠の割り当ては、前項の表の掲載箇所に関わらず、要綱第4条第1項に規定する1広告主につき1枠とする。

(掲載規格及び禁止表現)

第3条 村WEBサイトに掲載する広告は、バナー広告とし、その規格は次の表のとおりとする。

大 き さ	縦50ピクセル×横150ピクセル
形 式	GIF(アニメ可)、JPEG、PNG
デ ー タ 容 量	5KB以下

2 次の表現等を用いたものは、禁止とする。

- (1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」ボタン
- (2) アラートマーク
- (3) ラジオボタン
- (4) テキストボックス（入力可能のように見えるもの）
- (5) プルダウンメニュー（選択できるように見えるもの）
- (6) 高速振動イメージ
- (7) 点滅間隔が100分の40秒未満の高速点滅イメージ

(8) 村WEBサイトのコンテンツの一部であるかのように見えるもの

(掲載期間)

第4条 村WEBサイトへの広告（以下「バナー広告」という。）の掲載期間は、毎月の初日から末日までの1月を単位とし、1年間を限度とする。ただし、村長が特に認めた場合は、1年間を超えて掲載することができる。

2 バナー広告の掲載期間中に、村のサーバ等のメンテナンス以外でWEBサイトを閉鎖した時間が生じた場合は、前項の規定に関わらず、その閉鎖した時間に応じ、次の表のとおり当該広告の掲載期間を延長するものとする。

閉鎖した時間	延長する日数
8時間以上24時間未満	1日
24時間以上	閉鎖日数+1日

(申し込み及び抽選等)

第5条 バナー広告を掲載しようとするもの（以下「広告主」という。）は、バナー広告の掲載を希望する月の前月（連続して複数月に連続して掲載を希望するときは、その最初の掲載月の前月）の5日までに、木島平村WEBサイト有料広告掲載申込書（様式第1号）に掲載しようとする広告案を添えて、村長に申し込むものとする。

2 1年間を超えてバナー広告の掲載を希望するものは、1年間を超える月の前月に、改めて申し込みをしなければならない。

3 同一の月においてバナー広告の掲載を希望する団体等の数（要綱第4条第1項の要件を満たすものに限る。）が、第2条第1項に規定するそれぞれの枠数（すでに前月以前から引き続く当該月における掲載決定を受けているバナー広告があるときは、これらを除いた枠数）を超えるときは、次の各号の順序で、それぞれ当該各号に定める順序及び方法により、それぞれの枠ごとに、バナー広告を掲載する団体等を決定するものとする。

(1) 要綱第4条第2項に規定する団体等の優先順位の順序

(2) 次の順序

① 以前にバナー広告を掲載したことがない団体等（以前にバナー広告の掲載を申し込んだ回数が多い団体等を上位とする。）

② 以前にバナー広告を掲載したことがある団体等（以前にバナー

一広告を掲載した期間の合計が少ない団体等を上位とする。)

(3) 抽選

4 前項の規定によりバナー広告を掲載することができなかった団体等であって、翌月以降に再度掲載を希望するものは、第1項の申し込み期限までに、あらためて申し込みをしなければならない。この場合において、掲載しようとするバナー広告の内容が前回の申し込みの内容と同一であるときは、広告案の添付を省略することができる。

(掲載の決定等)

第6条 村長は、前条第1項の申込書を受け付けたときは、掲載の可否を決定し、広告主に木島平村広報紙有料広告掲載の可否決定書(様式第2号)により通知するものとする。

(掲載料)

第7条 バナー広告の掲載料は、掲載1枠につき、次の各号に掲げる団体等の区分に応じ、当該各号の表に定める額とする。

区 分	金 額
法人その他の団体及び事業を営む個人で、村内に事業所等を有するもの	月額 3,000円
村長が特に認めるもの	月額 5,000円

2 前項の掲載料は、1年間の掲載期間で申し込みをした場合は、前項に定める額から、掲載料を10%減額するものとする。

3 前2項の掲載料は、広告掲載決定後、村長が指定する期日までに村が発行する納付書により一括して前納しなければならない。ただし、村長が特別な理由があると認めたときにはこの限りではない。

4 第2項の規定により掲載料を減額した場合において、要綱第8条の規定による掲載決定の取り消し、又は広告主の責に帰する理由により、掲載期間が1年に満たなくなるときは、広告主は、当該減額後の掲載料と第1項に規定する掲載料との差額を、村長の指定する期日までに納付しなければならない。

(広告の内容等)

第8条 掲載するバナー広告のデザイン、内容等は、村WEBサイトのイメージを損なうことがないよう広告主と調整して掲載するものとする。

2 掲載するバナー広告にイラスト、写真、ロゴ等を使用する場合は、

広告主において著作権及び肖像権の確認を行うものとし、著作権料等が発生する場合の経費については、広告主の負担とする。

3 バナー広告からリンクされた各サイトの内容は、要綱第5条に規定する掲載の範囲を逸脱してはならない。

(広告原稿の作成および提出)

第9条 バナー広告の原稿は、村が指定する方法で作成し、指定する期日までに提出するものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。